主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

控訴代理人は、「原判決を取り消す。控訴人と被控訴人財団法人との間において別紙物件目録記載の各土地(以下「本件土地一、二」という)について、控訴人が所有権を有することを確認する。被控訴人財団法人は、本件土地一、二について、東京法務局新宿出張所昭和三五年一二月一三日受付第二九、〇八六号所有権保存登記、被控訴人新宿ビルデイング株式会社は、本件土地二について、同出張所昭和三五年一二月二四日受付第三〇、六四七号地上権設定登記及び本件土地一について、同出張所昭和三七年三月三一日受付第六、六三六号地上権設定登記の各抹消登記手続をせよ。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人等の負担とする。」との判決を求め、被控訴人ら代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張証拠関係は、以下に付加もしくは削除する外は原判決の事実摘示と同一であるから、それをここに引用する。

第一、 控訴人の主張

控訴代理人は次のとおり述べた。

一、 被控訴人らの主張中、本件土地一、二及び旧々建物(昭和九年旧建物が建築せられる以前の建物)の購入資金に日韓併合前の旧韓国公使館の売得金が充てられた事実、昭和一八年被控訴人財団法人朝鮮奨学会(以下被控訴人財団と称する。)が設立された事実は認め、その余は争う。

二、 控訴人財団法人朝鮮教育財団 (以下単に控訴人財団と称する。) の法人格 について。

朝鮮は昭和二〇年(一九四五年)八月一五日終戦により一旦米軍の施政下に置か れた後、昭和二三年南朝鮮に大韓民国政府が樹立され、現在に及んだのであるが、 その間、米軍政への移行に際しては、右朝鮮米国陸軍司令部軍政庁法令第二一号 (甲第五八号証) の規定により、従来の日本施政下で施行中の法律、命令は特にこ れを廃止しない限りその効力の存続が認められ、しかも、控訴人財団設立の準拠法 である朝鮮民事令(同法第一条により日本民法を依用)を廃止した事実はなく、昭和二三年米軍政より韓国政府への移行に際しても、建国当初の韓国憲法一〇〇条は「現行法令はこの憲法に抵触しない限り効力を有する。」旨規定し、朝鮮民事令の 効力存続が認められたのである。従つて、控訴人財団は、日本施政より米軍政へ 米軍政より韓国政府へそれぞれ移行した後も、その準拠法令に変更なく法人格を継 続して来たのであり、又、韓国民法(同法附則第二七条に依つて同法施行に伴い朝 鮮民事令第一条の規定に依り依用していた日本民法を廃止したが、財団法人に関し ては、同法三一条以下に略日本民法と同様の規定を設けている。)が昭和三五年 (一九六〇年) 一月一日から施行され、その準拠法が変つた際も、同法附則第二条 「本法は特別の規定ある場合以外は本法施行前の事項に対してもこれを適用す る。但し、既に旧法に依つて生じた効力には影響を及ぼさない。」と規定し、同条 但書の規定により既に成立せる控訴人財団の法人格の継続には何等の影響を受けな かつた次第である。

だればこそ、控訴人財団の登記簿も控訴人財団が昭和二年一月八日朝鮮民事令に 準拠して設立されて以来現在に至るまでその法人格を継続していることを前提とし て編成されているのである(甲第八号証)。

三、控訴人財団の理事機関について

とり、同民法第六三条の規定に則りソウル民事地方法院の決定による臨時理事七名 の就任とともに、初めて理事変更の登記をしたのである。

- 2 控訴人財団は理事未登記の間も理事会又は理事による活動を続けて来たのであり(甲第六〇号証参照)、財団が韓国政府文教部管轄の下にある関係上右日本局財団所有財産に対する権利保全及び管理等については主として文教部長官を介して駐日代表部(韓国協定発効後は駐日大使館)等と連絡してその目的遂行行為をして来たのは当然であつて、控訴人財団の依頼に基づき韓国政府又は同政府文教部は同法人のために代理又は代行したものであり、この主張は、原審において控訴代理人が控訴人側の主体を恰も「韓国政府」又は「韓国政府文教部」の如く表現したことと矛盾するものではない。
- 3 控訴人財団が昭和三六年一二月駐日韓国代表部内に東京事務所を設置して同事務所長にAを任命した当時の文書である甲第六一号証及び同六二号証は同第五九号証の二及び同第六〇号証とともに本件が当審に移つた後に韓国文教部の旧文書綴中から発見されたため、原審証人Aは記憶を喚起することができず、誤まつて一九六四年四月一〇日同証人が初めて東京事務所長に任命されたように証言したけれども、同証人は一九六三年(昭和三八年)中、控訴人財団を代理して本件不動産の権利保全のため、被控訴人財団に対し内容証明郵便の通告書を送付している。

四、 控訴人財団が協定第二条二項(a)の「居住した」者に該当することについて。

- 1 「財産及び請求権に関する問題の解決並に経済協力に関する韓日両国間の協定」(昭和四〇年条約第二七号)(以下単に協定と称する)第二条第二項(a)の「一方の締約国の国民で一九四七年八月一五日からこの協定の署名の日(一九六五年六月二二日)までの間に他方の締約国に居住したことのある者」すなわち右協定についての合意議事録第二項(c)により、右(a)の「居住した」とは右期間内のいずれかの時までその国に引き続き一年以上在住したことをいうところ、控訴人財団は右居住者に該当し、本件土地一、二および旧建物(以下朝鮮教育会館とも称する)に対する控訴人財団の権利は、同協定第二条第一項に定める「完全かつ最終的に解決」の対象外である。

さらに一九五八年(昭和三三年)二月一日被控訴人財団は、「大韓民国駐日代表部担当官並に財団法人朝鮮教育財団代表」宛に本件旧建物の一部継続使用許可及び本件土地係争事件の解決期間猶予についての請願書を差出している事実(甲第四〇号証)に徴しても、控訴人財団が当時日本においてその権利保全のため被控訴人財団と折衝を重ねていたことは明らかである。

3 昭和三六年(一九六一年)一二月控訴人財団は、その財産管理体制確定のため駐日代表部内に東京事務所を設置するとともに、従来から本件土地及び旧建物の管理をしていたAを同事務所長に任命し(甲第六一、六二号証)、その事務に申せしめた。韓国民法が施行された後、同法に準拠して昭和三九年三月二〇日ソウル民事地方法院の決定により控訴人財団の臨時理事が選任され、次いで同年一二月三一日理事の選任がなされ、且つその目的、事務所等定款(寄附行為)の一部を変更した(甲第八号証)。Aは前記新任理事によつても昭和三九年四月一〇日及び昭和四〇年一月一五日東京事務所長留任の辞令を受け(甲第四四号証、第四五号証)、昭和三六年一二月以来現在に至るまで、駐日韓国代表部(韓日条約発行後は駐日財大使館内)内に設置されてある控訴人財団東京事務所の所長として引続き本件土

地一、二及び旧建物等在日財産の管理事務に当つて来た次第である(甲第三七乃至 第三九号証)。

以上のとおり、控訴人財団は一九四七年(昭和二二年)八月一五日から一九六五年(昭和四〇年)六月二二日までの期間中引続き一年以上事務所、事務所責任者を日本に置き、且つ右期間中日本において引続き一年以上駐日韓国代表部を通じ又は東京事務所長を通じ同法人の目的に副う活動を為したことにほかならないのであるから、控訴人財団は前記協定の「居住者」に該当するのである。

五、被控訴人財団は措置法第二項の「保管者」に該当しないことについて。 被控訴人財団法人朝鮮奨学会(以下単に被控訴人財団と称する。)は「財産及び 請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国間の協定第二 条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」(以下措置法と称 する。)第二項が「日本国又はその国民が昭和四〇年六月二二日において保管する 大韓民国又はその国民の物であつて、協定第二条3項の財産権利及び利益に該当す るものは同日においてその帰属者とする」としている本件土地及び旧建物の保管者 に該当しないから、本件土地及び建物は被控訴人財団に帰属する謂われはない。そ の理由は次のとおりである。

- 1 終戦後の混乱期における学生等に依る本件土地及び旧建物の接収行動は、独自的になされた不法占拠であり、被控訴人財団の機関として又はその指示に依つてなされたものではない。当時被控訴人財団は昭和二〇年の終戦とともに活動機能を停止し、ただその名義が残存するのみであつて、理事の選任、理事会の決議又は理事による活動は全然存在せず、ただ従前の事務員の一部若くは在日朝鮮人学生等が被控訴人財団とは無関係に独自的に何等の権原なくして本件土地及び旧建物を事実上占拠し、或は昭和二四年五月学生同盟分裂に因る乱斗事件の際在日米軍が出動してこれを鎮圧し、警視庁淀橋警察署に依つて本件旧建物が占有、管理される状態であつた。
- 2 終戦後本件土地一、二及び旧建物に対する滅失登記(昭和二〇年の空襲により登記簿焼失)の回復登記期間内に被控訴人財団が控訴人財団のため回復登記手続をすることができなかつたのも(乙第一三号証の一一項)、被控訴人財団が終めが高いたためであつた。従つて、控訴人財団が終めが表別である。従って、控訴人財団に対し本件土地及び旧建物を無償貸与していた実体も目的も終戦ととに消滅し、両当事者間の右使用貸借関係は終了したものと謂わなければならないに消滅し、民法第五九七条第二項参照)。その後昭和二七年頃に至り被控訴人財団の一六項、甲第三二号証の一乃至四、甲第四三号証、甲第四八号乃至四、甲第四二号証、甲第四八号乃至四、甲第四三号証、日理事を選任し、民間の一次項、財団が体眠状態を脱し昭和三一年一〇月新たに理事を選任し、行政を指述を表別であったとしても、既に終了せる右使用関係が復活する謂わればないのであったとしても、既に終了せる右使用関係が復活する謂わればないのであったとしても、既に終了せる右使用関係が復活する謂わればないのであったとしても、既に終了せる右使用関係が復活する謂わればないのであったとしても、既に終了せる右使用関係が復活する謂わればないのであったとしても、既に終了せる右使用関係が復活する謂わればないのであったとしても、既に終了せる右使用関係が復活する謂わればないのであったとしても、既に終了せる記述といる。
- 3 のみならず、被控訴人財団は昭和三五年一一月旧建物が真実は控訴人財団の所有であることを知りながら東京都新宿税務事務所に対し恰も同被控訴人財団の所有の如く偽つて建物所有者としての土地台帳登録名義人を被控訴人財団名義に訂正させた上、昭和三九年二月頃新築工事着手の際旧建物全部を取毀わしたのであつて、ここにおいて、被控訴人財団が控訴人財団から旧建物を無償貸与された使用貸借関係が当時まで継続していたと仮定しても、右旧建物の取毀わしにより旧建物を目的とする控訴人財団と被控訴人財団間の使用貸借関係は目的物件の消滅により終了したと謂わなければならない。

従って、被控訴人財団は措置法第二項の「保管者」に該当しないことは明らかであって、本件土地及び旧建物に対する控訴人財団の所有権が被控訴人財団に帰属する謂われはないのである。

六、 控訴人財団が本件土地一、二及び旧々建物を取得した経緯

- 1 朝鮮総督府は明治四四年六月旧韓国公使館の建物内に朝鮮総督府朝鮮人留学生監督部を設置して、朝鮮人留学生の監督に当つていたが、大正八年四月これが監督業務を東洋協会に委嘱した。その後大正一四年四月総督府は右委嘱を解除し、同年九月朝鮮教育会に朝鮮留学生の監督を委嘱し、委嘱を受けた同教育会は爾来朝鮮人留学生の監督部を朝鮮教育会奨学部と称することとなった。
- 2 朝鮮総督府(実質的には非法人であつた朝鮮教育会)は右の旧韓国公使館を売却し、この売得金で、大正一五年四月もとK所有の本件土地一、二およびその地上にあつた建物(旧々建物と称す)を当時の政務総監で朝鮮教育会代表者「F」の名で買受け、(甲第九、一〇号証、乙第三〇、三一号証)昭和二年一月八日控訴人

- 財団の設立と同時に同財団に右不動産の所有権を譲渡し、現在に至つている。 3 _ 控訴人財団は朝鮮教育会を維持する目的で設立された法人であるところか ら、爾来本件土地一、二及び旧々建物を朝鮮教育会奨学部に無償で使用させること になつた。
- しかして昭和一六年一月二二日、日本窒素肥料株式会社の野口遵が日本又は 朝鮮における朝鮮人学生の奨学事業の資金として同会社の株式六万三、〇〇〇株 (当時の時価五〇〇万円)を寄附して財団法人朝鮮奨学会維持財団を設立し、同財 団は朝鮮人学生のための奨学事業の資金を供給することとなった。 5 昭和一八年度に至り、当時の朝鮮総督府学務局学務課長であり控訴人財団の

理事であったHの提案により、朝鮮教育会奨学部を同教育会から切離して、内地に 被控訴人財団として設立することとなつた。

かくして、被控訴人財団は爾来、控訴人所有の土地建物を無償で使用し、朝鮮奨 学会維持財団からの寄付でその運営に当り、終戦に至つたもので、控訴人財団は、 本件不動産取得の経緯に照らし、その所有権を被控訴人財団に贈与することはあり 得ないものである。

6 旧建物を登記する際には朝鮮教育会の奨学部長が朝鮮教育財団の代理人とし て登記申請をしている(甲第五号証)ばかりでなく、仮換地証明願(甲第七号証) を作成するについては被控訴人財団が控訴人財団の代理人であるとしていることか らしても、両者の関係は明らかである。

被控訴人らの主張

被控訴人ら代理人は次のとおり述べた。 一、 被控訴人らは当審において、控訴人財団が本件土地一、二について訴権を 有しない旨の主張を撤回する。

控訴人財団の主張中、昭和三六年一二月東京事務所が開設されていた旨の 主張並びに昭和三九年三月ソウル民事地方法院が控訴人財団の臨時理事を選任する 以前に事実上理事職の選任が行なわれた旨の主張は、争う。

控訴人財団の理事機関について。

控訴人財団は従前、昭和三九年三月以前において控訴人財団の前理事八名が理事 の資格を有していたが実際上の理事活動は行われていなかつた旨主張し、控訴人財 団には久しい間、理事機関が欠けていたことを認めていたにかかわらず、当審において控訴人財団の理事機関について、「米軍政下の文教関係官吏、韓国政府樹立後 は同政府文教関係官吏及び韓国教育併合会会長をもつて理事職に選任してきた」旨 その主張を変更した。右主張の変更には正当な理由がない。

かりに控訴人財団主張のように昭和三九年三月ソウル民事地方法院の決定による 臨時理事選任前に控訴人財団の理事が就任していたとすれば、右韓国裁判所の臨時 理事選任の決定は違法であつて効力を生ぜず、したがつて昭和三九年一二月臨時理事らによつて選任された理事の資格、就中、本訴提起をなした控訴人財団代表理事とが理事資格を有するか疑問とせざるを得ない。 四、控訴人財団の協定第二条第二項(a)の「居住した」者に該当する旨の主

張について

- 控訴人財団は法律的意味において、終戦後日本に「居住」したことはあり得 ない。すなわち、外国法人たる公益法人はそもそも日本国において認許されることはない(民法第三六条)から、日本において存在することは許されず、したがつてまた、日本国に「居住」することは法律上あり得ない。また民法第四九条第二項は、外国法人がはじめて日本に事務所を設けたときは、その事務所で登記をすませ るまでは何人もその法人の成立を否認できる旨定めている。控訴人財団は日本にお いて認許されることはあり得ず、従つて日本における事務所が登記されることもなく、何人もその成立を否認できるような幽霊団体が、日本に居住できるはずもな l_{\circ}
- 控訴人財団は事実上日本に「居住」した事実はない。自然人がそこに居住し ていたかどうかは居住に伴う生活現象の存在によつて確認することは容易である。しかし法人や団体がそこに「居住」していたかどうかを判断することは、しかく簡単ではない。公館の廊下に東京事務所の看板を出していたという程度では、作為の単ではない。公館の廊下に東京事務所の看板を出していたという程度では、作為の 入り込む余地もあり、また客観的に確認する手段もない。本件においては、控訴人 財団が東京事務所を住所としていたような確定日付ある文書等公式にその日時の証 明されるような客観的な証明はなにひとつないのである。
- 3 前述したように、控訴人財団には昭和三九年三月以前理事機関はなかつたも のであるから、控訴人財団が東京事務所長にAを任命するはずもなく、Aに対する

昭和三六年一二月一日付控訴人財団理事長Bの辞令(甲第六二号証)の出所は疑わしく措信できない。控訴人財団の歴代理事名簿(甲第五九号証の一、二)も同様である。原審証人Aも昭和三九年四月一〇日の辞令(甲第四四号証)以前には控訴人財団の東京事務所の存在及びAが東京事務所長の辞令を受けたことを否定していることからもこのことは明らかである。Aは「在日大韓民国民留民団中央総本部文教部局長A」であり(甲第三八、三九号証の発信人の肩書)、昭和三六年一二月に遡つて控訴人財団の東京事務所長であつたなど、作為に過ぎない。五、本件土地一、二及び旧建物の所有権が被控訴人財団に属するに至つた経緯

五、本件土地一、二及び旧建物の所有権が被控訴人財団に属するに至つた経緯 1 日本に学ぶ朝鮮人学生に対する奨学援護事業として、大正一四年九月、旧朝 鮮総督府は、朝鮮教育会にこの事業を委嘱し、あらたに奨学部を設けて東京にお き、おまでの事業を発展させることとした(甲第二号証)。

朝鮮教育会とは朝鮮総督府治下の教職員や学務官僚などを会員とする非法人社団であつて、会長には政務総監、副会長には学務局長が就任し、総督府からの補助金によつて運営される「官製文教団体」であつた。事業としては、(一)雑誌「文教の朝鮮」の発行、教育資料の刊行や教授法講習会の開催など、(二)奨学部による「在内地」学生の指導、(三)科学館の開設の三つであり(甲第一〇号証)、各道に支会があつたが、部と称するものは、東京にあつた奨学部だけで、奨学部は教育会のなかにあつても独自、特異の地位にあつた。初代奨学部長はC、二代部長はD(昭和六年四月就任)であつた。

- 2 本件土地一、二及び旧々建物は大正一五年朝鮮教育会奨学部が、E家から、東京の奨学部事務所及び学生会館等に宛てるため、同会会長Fの名で購入されたものであるが(乙第二九ないし第三一号証)、右購入資金としては、「日韓併合」後廃止された旧韓国公使館が留学生督学事業に使用されていたところ朝鮮教育会に無償譲渡された後売却され、この売却益が本件土地一、二の購入代金の一部に充てられている。
- 3 朝鮮教育会奨学部が会長個人の名で本件一、二を買取り移転登記をなすに際し、契学部が非法人であつたため、名目上所有名義を保有させるために、朝鮮教育財団が設立され、昭和二年二月二七日移転登記をすませた後は、単に登記名義を保有するだけで、財団法人朝鮮財団がその目的として掲げた朝鮮教育会の事業の援助は全くなかつた。
- 4 本件土地一、二の実質的買受人である奨学部は、土地と旧々建物を奨学事業 に十分に利用し、昭和八年から九年には旧々建物を壊して旧建物を竣工させた。
- 5 昭和一六年一月、すでに留学生は一万五千をこえ、新たに奨学事業に対する寄附もあつた機会に、事業を拡充強化するため、朝鮮教育会奨学部は朝鮮奨学会(非法人)とその組織と名称を改め、朝鮮教育会から独立し、(乙第四〇号証)同時に、財団法人朝鮮教育財団の名義を信託的に籍り、実質的には朝鮮教育会奨学部が所有する本件土地一、二及び旧建物の所有権の無償譲渡を受けた。しかし朝鮮奨学会はその時点で非法人であつたから、その移転登記をすることはなかつた。6 昭和一八年一〇月、非法人朝鮮奨学会は、旧朝鮮総督府の監督をはなれ、文
- 6 昭和一八年一〇月、非法人朝鮮奨学会は、旧朝鮮総督府の監督をはなれ、文部・厚生両大臣の認可をえて、ようやく財団法人となり、非法人朝鮮奨学会の本件土地を含む財産の所有権を承継した。ところが、戦時中、東京と京城間の連絡や往復も困難となつて事務が早急に運ばず、ようやく昭和一九年八月から九月にかけて「財産譲与」に関する控訴人財団理事会決議とこの決議を被控訴人財団に伝える書類が作成され、東京に送られた(甲第一九、二〇号証の原本)。被控訴人はこれらの書類を原因証書として昭和三五年本件土地一、二につき移転登記をしたものである。

証拠(省略)

理 由

ー、 まず被控訴人らの本案前の抗弁について判断する。

1 控訴人財団は当事者能力を有しない旨の主張について判断すると、弁論の全趣旨によつて真正に成立したものと認められる甲第八号証、同五三号証、同五四号証の一、二および原審証人Iの証言によれば、控訴人財団は公益を目的とする財団で韓国民法のもとでその存続を認められ、かつ財団法人として登記され、ソウル特別市鐘路区世宗路一番地韓国政府文教部内に主たる事務所を有しているものであて、韓国の法令上法人格と認められているものであることが明らかであつて、他に右認定を左右するに足りる資料はない。

〈要旨第一〉かような外国の法令により設立された財団法人がわが国において民事訴訟法上当事者能力を有するか否</要旨第一〉かは国際民事訴訟法上の問題である

が、わが国際民事訴訟法上当事者能力については外国人の訴訟能力に関する民事訴訟法第五一条のような規定がないから条理に従つて決すべく、然るときは、民事訴訟については原則として訴訟の行なわれる他の法律すなわち法廷地法を適用すべきであり、当時者能力も一つの民事訴訟法上の概念であるから法廷地法によるべきである。したがつて本件における当事者能力の準拠法は法廷地法たるわが民事訴訟法であると解するを相当とする。

〈要旨第二〉そこで控訴人財団がわが民事訴訟法上当事者能力を有するかどうかと検討すると、民事訴訟法四五条は〈/要旨第二〉民法において権利能力を有する自然人、法人はすべて当事者能力があるものとしているから、財団法人も当事者能力を有することはいうまでもない。このように、わが民事訴訟法は法人格を有する者に当事者能力を認めているところ、控訴人財団が韓国において同国の法令に準拠して設立せられた財団法人であることは前記認定のとおりであつて、控訴人財団もその属人法上法人格を付与されているものである以上、わが民事訴訟法第四五条によって、当事者能力を有するものということができる。

また、被控訴人らは、控訴人財団は民事訴訟法第四六条にいう法人にあらざる財団として、わが国における代表者又は管理人の定めのあるものに該当しない、と主張するけれども、当裁判所は、前叙の如く、控訴人財団につき、国際民事訴訟法として適用される民事訴訟法第四五条により、その属人法上法人格を有する外国法人として、国際民事訴訟法上の当事者能力を認めるものであるから、この点に関する被控訴人らの主張の理由なきことも明白である。

被控訴人らの、控訴人財団は抹消登記請求訴訟について当事者適格を有しな い旨の主張について判断すると、控訴人財団は前記のとおりその主たる事務所を韓国において、韓国法に基づき設立された外国の財団法人であるから、わが国において法人として民法第三六条第一項により認許せられることはないから、わが民法上 の権利能力を有しないというべきである。このようにわが民法上権利能力を有しない外国法人は登記請求権を有せず、したがつて、外国の財団法人として登記名義人 となる申請手続を訴求することは許されないから、その場合は当事者適格を欠く訴えとして不適法とならざるをしない。(もつとも、後述するように、日韓請求権協定及び大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律により日本にある土地の所有 権を主張しうるものとすれば、韓国の財団法人も右法律に関する権利の主張であれ 当事者適格を認める余地がないとはいえない。)しかし、わが国において民法 第三六条第一項の認許はないとしても、前記甲第五四号証の一、二原審及び当審証 人Aの証言(同証人の証言中後記信用しない部分を除く)によれば、控訴人財団は 現在その寄附行為において、在日韓国人教育の改良進歩を図ることを目的としてお り、東京事務所が開設され、東京事務所長を代表者として一応の活動をしている (活動開始の時期及びその実情については後記認定のとおりである。) ことが認め られるので、わが民法上は権利能力のない財団と解される。そこで、わが国における権利能力なき財団が登記名義人となる登記が許されるかどうかという点について 考察すると、かかる登記を不動産登記法は予定していない(第三六条第一項第二 号、同細則第四二条参照)以上、権利能力なき財団の権利取得を原因としてその登 記名義人となる申請手続を訴求することは許されないから、控訴人財団が、本件土 地について所有権移転登記を請求するのであれば、わが国法上の権利主体としては 権利能力なき財団と解せられる控訴人財団の請求は、当事者適格を欠く訴えとして 不適法と解せられよう。しかしながら、本訴請求は、本件土地一、二について、被

控訴人らに対し、所有権の確認と被控訴人ら名義の登記の抹消を求めるにとどまるものであるから、控訴人財団の提起するかかる訴訟の結果について、登記申請手続の途がないとはいえず、よつてかかる訴訟も許さるべきであつて、当事者能力を欠くということはできないものと解する。

したがつて、控訴人らのこの点に関する主張も理由がない。

二、 本案請求について

- 一(一) 財団法人朝鮮教育財団が昭和二年一月八日朝鮮民事令に基づき、朝鮮教育の改良進歩を図ることを目的とする朝鮮教育会を維持することを目的として設立され、主たる事務所を京城府光化門通一番地朝鮮総督府内においたことは当事者間に争いがなく、昭和二〇年八月一五日終戦により朝鮮は日本から分離され、一九四八年(昭和二三年)八月一五日韓国政府が樹立されたことは証明を要しない公知の事実である。
- (二) 中間の争いについては、当裁判所も、被控訴人らは控訴人財団が本件土地の所有権を有する事実を自白していないものと判断するものであつて、その理由は原判決理由中(原判決三八枚目表一〇行目から四〇枚目裏一行目の「ではない。」までの説示と同一であるから、これをここに引用する。

したがつて、この点に関する被控訴人らの主張も理由がないと判断される。

2 つぎに、控訴人財団、被控訴人財団の設立の経緯ならびに本件土地および旧々建物の取得、ならびに旧建物建築の経緯については、当裁判所は以下に付加訂正するほか、原判決の理由中(原判決四〇枚目裏一行目「ところで、」から同四二枚目裏終行まで)に説示するところと同様に判断するものであるから、ここにこれを引用する。

(1) 原判決中各「証人」の前にいずれも「原審」を加え、「被告財団法人代

表者」を「原審における被控訴人財団代表者」と訂正し、同四一枚目表三行目 「J」の次に「当審証人H」を付加する。

(2) 原判決四一枚目表七行目「同会」の次に「の一部局として」を、同八行目「そして」の次に「朝鮮総督府は」を、それぞれ加え、同一〇行目から一一行目「K」を、「E」と訂正し、同裏九行目「取得登記をすることは」の次に「同部が朝鮮教育会の一部局に過ぎなかつたために」を加える。

(3) 原判決四二枚目表四行目「され」の次に「たこと」を加え、同行「それら物件について」から六行目「こと」までを削除し、八行目「その後」を「昭和一六年」と訂正する。

3 つぎに、被控訴人らは抗弁として、被控訴人財団は本件土地の保管者として 措置法による所有権を主張し、控訴人財団は協定に基づく居住者の所有する物件と して措置法の対象外の物件である旨主張して争うのでこの点について判断する。

国との協定について合意と、協定には、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」」」。
「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」」。
「は、「は、「は、「は、」」」。
「は、「は、「は、」」」。
「は、「は、「は、」」。
「は、「は、「は、」」。
「は、「は、」」。
「は、「は、」」。
「は、「は、」」。
「は、「は、」」。
「は、「は、」」。
「は、」」。
「は、」。
「は、」。」。
「は、」。
「は、」。」。
「は、」。
「は、」。」。
「は、」。
「は、。」。
「は、。)。
「は、。。
「は、。。。
「は、。。
「は、。。
「は、。。。
「は、。。
「は、。。
「は、。。
「は、。。
「は、。。
「は、。。
「は、。。
「は

 に明らかであり、右法人は財団法人を除外しているものとは解せられない。

然るときは本件土地が保管者として被控訴人財団の所有に帰したかどうかを判断する前提としては、まず、本件土地が措置法の対象から除外された物でないことを確定する必要がある。そして、措置法の対象外の物であること(一定期間日本に居住した韓国人の物)は、いつたん保管者に発生した権利を消滅させるという効果を生じさせる要件ではないから、元来控訴人らの抗弁に対する控訴人財団の再抗弁として主張すべき事項でなくむしろ控訴人財団が韓国の法人として本件土地の所有権の取得を主張するための要件とも見られるが、逆に措置法の対象の物である旨の主張は、そのこと自体控訴人財団の権利の消滅の主張を含むと解される。

この意味において、控訴人財団が昭和二二年八月一五日から昭和四〇年六月二二日までの期間内のいずれかの時まで引続きわが国に一年以上居住したかどうかについて判断することが必要となる。

控訴人財団が協定第二条第二項(a)にいう「居住」したものに該当するかどうかについては、当裁判所も当審における新たな証拠を考慮しても該当しないと判断するものであつて、その理由は以下に付加もしくは訂正するほか原判決理由中(原判決五二枚目裏一行目から五四枚目裏一〇行目まで)の説示と同様であるから、ここにこれを引用する。

- (1) 原判決五二枚目裏一行目「この規定は、」とあるを「協定第二条第二項(a) 合意議事録第二項(c) は」と訂正する。
- (3) 原判決五二枚目裏九行目「ところで、」から五三枚目表一行目「とおりである」までを、前記甲第八号証、原審証人Iの証言によると、昭和二〇年八月九日当時の控訴人財団の日本人理事全員がその資格を喪失したところ、ソウル民事地方法院が昭和三九年三月二〇日、同年一二月三一日までの控訴人財団の理事七名を選任し、ついで同年一二月末日控訴人財団理事L他六名が就任したことが認められる。」と訂正する。
- (4) 原判決五四枚目表七行目「原告は」を削り、「控訴人財団は、Aが昭和三九年四月一〇日以前において、控訴人財団から控訴人財団東京事務所長としての授権を得ていた旨主張するけれども、当審証人Aの証言中右控訴人財団の主張にあう部分は、控訴人財団の理事が昭和二〇年八月以降昭和三九年三月二〇日ソウル民事法院の決定により臨時理事が選任されるまで欠けていた旨の前記認定の事実と矛盾し、採用することができず、控訴人財団が」と訂正する。
- (5) 末尾に、「控訴人財団は、当審において前記臨時理事選任のソウル民事地方法院の決定以前においても事実上理事機関が存在したと主張し被控訴人は、原審において、昭和二〇年八月九日から昭和三人を自認して、昭和二〇年八月九日から昭和三とをは大きによる臨時理事の選任されるまで理事機関の欠缺していた自認自由の徹底にかからず、当審において控訴人が右のと主張するけれと主張しの後に該当するから右主張の変更は許されないと主張するととを追してのの心とはない。そこでは、は右期間理事機関を全く欠いていたと主張しの従来のではない。といる前記主張は控訴人の従来の主張を変更証人へいるとは解している。そこでは、とのできる証拠がない。また韓国駐日代表部が、理事機関の欠けているとのにもこのできる証拠がない。また韓国駐日代表部、理事機関の欠けているとのにもにの遂行為を行ってきた旨主張するけれども、理事機関の欠けているとのにもにの遂行為を行ってきた旨主張するけれども、理事機関の欠けているとのにを明と、

らかになし得ず、よつて右主張は採用することはできない。」を付加する。

然るときは、本件土地は措置法の適用を受ける物ということができるから、措置 法第二項により、昭和四〇年六月二二日において保管する日本国民に帰属し、控訴 人財団の所有権は消滅したこととなる。

そして右控訴人財団の所有権消滅と保管者たる日本国民の存否その特定とは切り 離して考えられるから、本件においては本件土地が被控訴人財団の所有に帰属した かどうかについて判断するまでもなく、被控訴人の抗弁一は理由があり、控訴人財 団の請求は理由のないこととなる。

以上の次第であるから、控訴人財団の本訴請求は理由がないから棄却する べきものとする。(控訴人の再抗弁として主張するところ(居住者であるとの点) が理由ないことは前認定により明かである。)

よつて、理由を異にするけれども結論において正当である原判決は相当であつ て、控訴人財団の本件控訴は理由がないから、民事訴訟法第三八四条第二項第九五 条、第八九条に従い、主文のとおり判決する。

(裁判長判官 石田哲一 裁判官 小林定人 裁判官 野田愛子)

物 件 目 録

(土地)

-、東京都新宿区ab丁目c番d (一) 宅地 八五二・四九平方メートル(二五七・八八坪)

(換地処分前の従前の宅地)

同 区a丁目e番d

宅地 四〇三坪一合七勺(一、三三二・七九平方メートル)

二、東京都新宿区ab丁目c番c

(一) 宅地 八二五・一二平方メートル (二四九・六〇坪)

(換地処分前の従前の宅地)

同 区ab丁目e番g

宅地 三九二坪〇合三勺(一、二九五・九六平方メートル)

(建物)

東京都新宿区ab丁目c番地d、c番地c

家屋番号 c番d

階

·、鉄筋コンクリート造陸屋根地下三階付九階建事務所、店舗駐車場、銀行

一、四六八・三五平方メートル ー、四六八・三五平方メートル -、六七五・〇七平方メートル 四 -、六七五・○七平方メートル 一、六七五・〇七平方メートル 五 階 六 一、六七五・〇七平方メートル 七 一、六七五・〇七平方メートル 一、六七五・〇七平方メートル

階 一、六七五・〇七平方メートル 九

地下-階 一、六七五・〇七平方メートル 二階 -、五七九・二一平方メートル

-、六七五・〇七平方メートル